

技術検定試験の受検資格の見直し

国土交通省土地・建設産業局建設業課

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に基づく技術検定は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について実施しているものです。技術検定に合格した者は、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、1級建設機械施工技士等を名乗ることができ、工事現場で技術上の管理を行う監理技術者、主任技術者になることができます。

技術検定試験の受検にあたっては学歴に

応じて一定の実務経験が必要となっており、例えば1級試験については大学指定学科卒業後3年、短大・高専指定学科卒業後5年、高校指定学科卒業後10年の実務経験が必要となっております（表1）。

近年、若手入職者が減少し、技術者の高齢化が進んできており、建設産業の将来の担い手となる若手技術者の確保が急務となっています（図1）。

表1 受検に必要な実務経験年数（土木、建築、電気工事、管工事、造園）

学歴		実務経験年数	
		1級*	2級
大学	指定学科卒業後	3年以上	1年以上
短期大学・高等専門学校	指定学科卒業後	5年以上	2年以上
高等学校	指定学科卒業後	10年以上	3年以上
2級合格者		2級合格後 5年以上	—

※1級については、上記実務経験年数のうち、1年以上の指導監督の実務経験年数を必要とする。

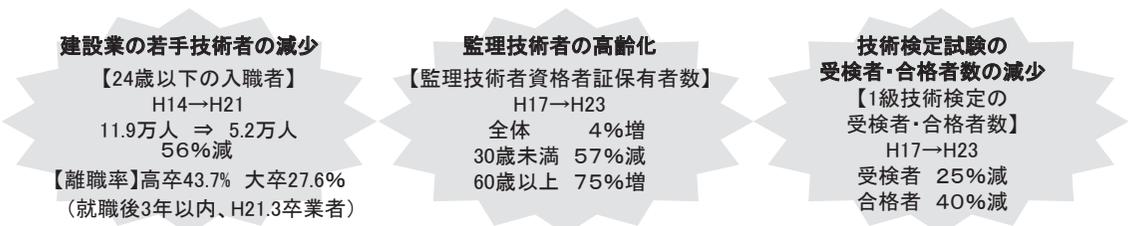


図1 若手入職者の減少と技術者の高齢化

こういった状況を踏まえ、早期資格取得に向けたインセンティブを与えて優秀な若手技術者を確保する観点から、今般、主に高校指定学科卒業者を対象として、技術検定試験の受検資格の見直しを行いました。

今回の見直しについては、平成25年7月26日の中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会第9回基本問題小委員会における議論を経て、9月27日から10月26日までパブリックコメントを募集し、11月22日付けで関連する大臣告示を改正したもので、平成26年度に実施される試験から適用されます。詳細については、各試験の受検の手引きや試験を実施している試験機関のホームページ等でご確認ください（表2）。

見直し内容

(1) 1級技術検定試験の受検資格の見直し

1級技術検定試験を受検する場合、2級技術検定に合格した者については、2級に合格した後5年の実務経験が必要となっています。今回の見直しでは、建設企業が若手技術者に監理技術者に必要な技術力や指導力を早期に習得させる取組みを評価し、一定の要件を満たす実務経験を積んだ者については、早期に受検することが可能となるようにしました。具体的には、専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験を含む場合には、2級技術検定合格後に必要な実務経験年数を2年短縮し、全体

で3年の実務経験で受検することが可能となります（なお、従来要件となっている指導監督の実務経験1年以上も引き続き必要です）。また、高校指定学科卒業者で実務経験のみで受検する者についても、同様の経験を有する場合には、1級技術検定の受検にあたり必要な実務経験年数を2年短縮し、全体で8年の実務経験で受検することが可能となります。

(2) 2級技術検定の学科試験合格者の学科試験免除の有効期間の延長

2級技術検定試験のうち、土木、建築、電気工事、管工事、造園の種目については、高校等の指定学科卒業者及び卒業見込み者については、実務経験を積むことなく学科試験を受検することが可能となっており、在学中に受検することも可能となっています。その場合、学科試験に合格した後、の学科試験について、例えば、高校指定学科卒業者については、高校を卒業後、6年以内に行われる連続する2回が免除され、実地試験を受検することができることになっていました。近年、進学する者が増加しているような状況を踏まえ、資格取得の意欲が高く、技術者に必要な技術力取得に前向きである者について評価するために、高校卒業後、大学等の指定学科に進学した者について、その年数を2年延長することとしました。また、同様に短大、専門学校等の指定学科に進学した場合についても、有効期間が延長されます。

表2 試験機関

種目	試験機関	URL
土木、管工事、造園	(一財) 全国建設研修センター	http://www.jctc.jp/
建築、電気工事	(一財) 建設業振興基金	http://www.kensetsu-kikin.or.jp/
建設機械施工	(一社) 日本建設機械施工協会	http://www.jcmanet.or.jp/jcma/

建設技術者を目指す皆さんへ

施工管理技士になるための技術検定試験の受検資格が見直されます

◆建設産業の将来の担い手となる優秀な若手技術者の確保のため、平成26年度の試験から以下の点について見直されます。

1級試験
2年早く受検可能になります！

2級試験
学科試験免除の有効期間が延長されます！

ポイント

以下の表の区分に該当する者で、専任の監理技術者の配置が必要な工事で監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験を積んでいる場合、受検に必要な実務経験が2年短縮されます。

1級試験受検に必要な実務経験

区分	現行	平成26年度より
2級合格者	2級合格後5年	2級合格後3年
高校指定学科卒業生	卒業後10年	卒業後8年

↻ 2年短縮

ポイント

高校等在学中に2級学科試験を受検し、合格した者で、大学等に進学した者を対象に、2級学科試験免除の有効期間が延長されます。

2級学科試験免除の有効期間について

区分	現行	平成26年度より
高校卒業生	高校卒業後6年	(大学指定学科進学の場合) 高校卒業後8年
		(短大・高専指定学科進学の場合) 高校卒業後7年
短大・高専卒業生	短大・高専卒業後5年	(大学指定学科進学の場合) 短大・高専卒業後6年

*2級の建設機械施工学科試験については、在学中等に受検できないため対象外。

↻ 1～2年延長

○詳しくはこちらから

○受検に必要な書類等は、各試験の「受検の手引き」でご確認下さい。

お問い合わせ先

- 【土木施工管理、管工事施工管理、造園施工管理】
一般財団法人 全国建設研修センター TEL：042-300-6850
- 【建築施工管理、電気工事施工管理】
一般財団法人 建設業振興基金 TEL：03-5473-1581
- 【建設機械施工】
一般社団法人 日本建設機械施工協会 TEL：03-3433-1575